

カウンターインテリジェンス推進会議の設置について

〔平成18年12月25日〕
〔内閣総理大臣決定〕

改正 平成19年1月9日

改正 平成20年3月4日

改正 平成21年9月1日

改正 平成21年12月10日

改正 平成24年2月10日

改正 平成26年1月7日

改正 平成27年10月9日

改正 平成28年8月29日

改正 平成30年4月26日

- 1 カウンターインテリジェンスについて、関係行政機関相互の緊密な連携を確保し、その強化に向けた施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、内閣にカウンターインテリジェンス推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。
- 2 推進会議の構成は、別紙のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員及びオブザーバーを追加し、または関係者の出席を求めることができる。
- 3 推進会議の円滑な運営を図るため、推進会議に幹事会を置くこととし、その構成員は、関係行政機関の職員で議長の指名する官職にある者とする。
- 4 幹事会は、個別具体的な項目について専門的検討を行う必要があると認めるときは、ワーキンググループを置くこととし、その構成員は、関係行政機関の職員で幹事会の指名する官職にある者とする。
- 5 推進会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房内閣情報調査室において処理する。
- 6 前各号に定めるもののほか、推進会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

別紙

議 長	内閣官房長官
副議長	内閣官房副長官（事務）
構成員	内閣危機管理監
	国家安全保障局長
	内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）
	内閣情報官
	内閣法制局総務主幹
	内閣府大臣官房長
	宮内庁長官官房審議官
	公正取引委員会事務総局官房総括審議官
	警察庁警備局長
	個人情報保護委員会事務局長
	金融庁総務企画局総括審議官
	消費者庁次長
	復興庁統括官
	総務省大臣官房長
	消防庁次長
	法務省大臣官房政策立案総括審議官
	公安審査委員会事務局長
	公安調査庁次長
	外務省国際情報統括官
	財務省大臣官房長
	文部科学省大臣官房長
	厚生労働省大臣官房長
	農林水産省大臣官房長
	経済産業省大臣官房長
	資源エネルギー庁次長
	国土交通省大臣官房長
	海上保安庁次長
	環境省大臣官房長
	原子力規制委員会原子力規制庁次長
	防衛省防衛政策局長
	防衛装備庁長官官房審議官
オブザーバー	人事院事務総局総括審議官